

災害復興住宅融資のご案内 ＜高齢者向け返済特例＞

【補修資金】

災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）では、満 60 歳以上の被災者のために、毎月の返済を利息のみとする被災住宅復旧のための借入れの申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

※ 通常の災害復興住宅融資とは、融資金利等の借入れの条件が異なりますので、ご注意ください。

目次

【災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のメニュー】	1
【補修資金】	4
Ⅰ お申込みの条件	4
Ⅱ お借入れの条件	5
Ⅲ お申込方法	8
Ⅳ お申込時の提出書類	9
Ⅴ お申込後の手続（機構融資手続の流れ）	13
Ⅵ 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等	15
【その他の事項】	18

（書式）

通知に関する申出書	36 ページ
提出書類送付書（災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例））	38 ページ
機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第 100 号） ...	40 ページ
収入情報取得サービスの利用に関する申出書（参考書式第 105 号）	42 ページ
施工証明書（災確第 8 号書式）	44 ページ

【災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のメニュー】

住宅再建のパターン（例示）

災害復興住宅融資のメニュー

被災した住宅を取り壊し、
その場で住宅を建て替える場合

被災後に土地を購入（または借地）
し、その土地に住宅を建設する場合

建設資金

災害復興住宅
融資のご案内
〈高齢者向け返
済特例〉【建設
資金】をご覧く
ださい。

被災後に分譲住宅（建売住宅または
マンション）を購入する場合

被災後に中古住宅を購入する場合

購入資金

災害復興住宅
融資のご案内
〈高齢者向け返
済特例〉【購入
資金】をご覧く
ださい。

被災した住宅を補修する場合

補修資金

本ご案内の
2～17ペー
ジをご覧くだ
さい（※）。

※ 必要に応じて、本ご案内の 18～35 ページの【その他の事項】を併せてご覧ください。

【被災前からご返済中のローンがある場合の注意事項】

平成 27 年 9 月 2 日以後に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた自然災害で被災された場合は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」といいます。）により、被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます（注）。詳しくは、借入先の金融機関等にお問合せください。

なお、被災前から機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット 35】（買取型）をご返済中の場合は、ご返済中の取扱金融機関を通じて機構にご相談ください。

また、自然災害ガイドラインにより被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額を申し出る場合は、その手続きが完了するまで、本融資を含め新たなローンのお申込みはできませんのでご注意ください（自然災害ガイドラインによる特定調停が確定する前に新たな融資が承認された場合は、特段の事情がない限り被災前からご返済中の住宅ローンなどの免除・減額が認められなくなります。）。

（注）債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

＜高齢者向け返済特例＞【補修資金】のポイント

補修資金のポイントをまとめています。詳しくは、本ご案内の該当ページをご覧ください。

I お申込みの条件

お申込みいただける方 (P4)	次の全てに当てはまる方 ・借入申込時の年齢が満 60 歳以上で、借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を受けていただいた方 ・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けている方 ・ご自分が居住するための住宅を補修する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
融資を受けることができる住宅(P5)	融資を受けるためには、補修する住宅が機構の定める基準に適合している必要があります。

II お借入れの条件

融資額(P5)	2,500 万円または機構による担保評価額のいずれか低い金額(10 万円以上1万円単位)
融資金利(P6)	全期間固定金利 ※ お申込みいただいた時点の融資金利が適用されます。
返済期間(P6)	申込人(連帯債務者を含みます。)全員がお亡くなりになる時まで
返済方法(P6)	毎月のお支払は利息のみです。 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。
担保(抵当権)(P7)	融資の対象となる建物および土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
火災保険(P7)	融資の対象となる建物には火災保険を付けていただきます。
融資手数料(P7)	必要ありません。
その他(P7)	団体信用生命保険等、ご利用いただけない取扱いがあります。

Ⅲ お申込方法

申込受付期間(P8)	原則として、り災日から2年間です。ただし、災害の復旧状況によってはり災日から2年を超えて受付期間を設けています。
申込先(P8)	郵送により、機構本店郵送申込係にお申込みください。

Ⅳ お申込時の提出書類(P9～12)

Ⅴ お申込後の手続(P13～14)

- ・融資のご契約等の手続は、取扱金融機関で行います。
- ・融資金は、融資のご契約および抵当権設定登記の手続後に交付します。

Ⅵ 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等(P15～17)

- ・補修した住宅が機構の定める基準に適合していることおよび補修工事が完了したことを「災害復興住宅融資等に関する確認書」等の提出によりお申し出いただきます。

【補修資金】

I お申込みの条件

1 お申込みいただける方

次の(1)から(5)までの全てに当てはまる必要があります。

(1) 借入申込時の年齢が満 60 歳以上の方	※ 借入申込前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。						
(2) 災害(*)により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (*) ① 自然現象による災害 ② ①以外で機構が指定した災害	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方 ※ 被災住宅の賃借人または居住者が申し込むこともできます。						
(3) ご自分が居住するための住宅を補修する方	※ 住宅の修繕工事等が完了済みである場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。 ※ 親孝行ローンは、ご利用いただけません。 ※ 被災者に貸すために住宅を補修する場合は、対象になりません。 ※ セカンドハウスは、対象になりません。						
(4) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が右の基準を満たしている方	●総返済負担率基準 <table><tr><td>年収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr><tr><td>基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table> ●総返済負担率の計算式 全てのお借入れの年間 合計返済額の 1/12 (※1) ÷ 年収の 1/12 (※2) × 100 = 総返済負担率 (%) (※1) 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資のほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等で融資後も支払が継続するお借入れ等をいいます。ただし、携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は全てのお借入れに含める必要はありません。 また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。 借入希望額 × 融資金利 ÷ 12（1 円未満切捨て） (※2) 総返済負担率基準を満たさないときは、同居する親族等の収入を合算できる場合があります。詳しくは、19 ページの「収入合算」をご覧ください。 また、対象となる年収の取扱いにご不明な点がございましたら、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。	年収	400 万円未満	400 万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400 万円未満	400 万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
(5) 日本国籍の方 または 永住許可等を受けてい	お申込みできる外国人の方は次の①または②の方に限られます。 ① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項または						

る外国人の方	第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方 ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条、第 4 条および第 5 条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方 ※ 外国人の方は、12 ページの【外国人の方の場合】の A および B の書類をご提出ください。 ※ 外国人の方が連帯債務者となる場合も同様です。
--------	--

2 融資を受けることができる住宅

住宅の規格	居住室、台所およびトイレが備えられていること。
住宅部分の床面積 または専有面積	床面積の制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上必要です。
土地の権利	原則として転賃借によらないものであること。

※ 補修する住宅が機構の定める基準に適合していることについては、お客さまにご確認いただきます。詳しくは、15 ページをご覧ください。

！ ご注意

- ・お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、借入申込後に、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資額の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

個人情報情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人情報情報が機構の加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に登録されている場合は、その個人情報情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人情報情報機関に登録します。

Ⅱ お借入れの条件

1 融資額

融資額は、各所要額の合計額（1 万円未満切捨て）、次の(1)または(2)のいずれか低い金額が限度となります（10 万円以上、1 万円単位）。

(1) 融資限度額

2,500 万円

(2) 機構による担保評価額（建物と土地の合計額）

- 建物
 - ・全部改築（建替え）以外の補修の場合 : $\text{固定資産税評価額} \times 10/7 \times 60\%$
 - ・全部改築（建替え）の場合 : $\text{工事請負契約書の建設費}（*） \times 60\%$
- 土地 : $\text{固定資産税評価額} \times 10/7 \times 60\%$

（*）工事請負契約書の建設費に除却費が含まれている場合は、当該除却費を除いた額となります。

また、20 ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑦、⑧または⑨に該当する費用については、借入申込時に確認書類を提出する場合に限り、機構による担保評価額算出の対象となる補修費に含めることができます。

※ 融資額は、補修費（請負契約書に記載された金額（消費税を含みます。））が限度となります。また、今回の被

災住宅部分の補修に付随して発生する費用（お客さまの負担分）について、当該費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、補修費に含めることができます。詳しくは、20 ページの「融資の対象となる費用」をご確認ください。

※ 被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門扉の補修の費用、敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造または地盤改良等による土地整備に係る費用）のための費用、被災住宅の引方移転のための費用も融資対象として補修費に含めることができますが、被災住宅の引方移転のための費用のみのお借入はできません。

※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

！ ご注意

返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資をお断りしたり、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 融資金利

- ・借入申込時(*1)に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
- ・原則として毎月見直します。(*2)

(*1) 郵便の消印の日付を申込受理日とし、申込受理日時点の金利が適用となります。

(*2) 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げいただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。21 ページの「再度申込みについて」を十分ご確認くださいの上、手続きを行ってください。

融資金利は、「災害復興住宅融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページ（www.jhf.go.jp）の「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

3 返済期間

申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでです。

4 返済方法

- ・毎月のお支払は、利息のみです。
- ・毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。

$$\text{借入希望額} \times \text{融資金利} \div 12 \text{（1円未満切捨て）}$$

- ・借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。なお、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。

※ ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。

！ ご注意

- ・借入申込時に満 60 歳以上の同居する親族がいらっしゃる場合でその方を連帯債務者にされないときは、申込人が亡くなられた際にその同居する親族がご存命中であっても、毎月のお支払を継続することができなくなり、元金等を一括返済していただくこととなります。
- ・申込人がご存命中に元金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。繰り上げて返済する場合の詳細は、33 ページの「お借入後の注意事項」をご覧ください。
- ・申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合または申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。
- ・これらの方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合または総支払額を減らしたい場合は、元利均等返済等の災害復興住宅融資で親子リレー返済または親孝行ローンのご利用をご検討ください。

- ・災害復興住宅融資と同じ融資金利および同じ返済期間で支払った場合でも、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）は返済期間中に元金が減らないことから、通常の災害復興住宅融資と比べて総支払額は多くなります。

5 担保（抵当権）

融資の対象となる建物および土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さまの負担となります。
- ※ 被災住宅に機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）のための抵当権が設定されている場合で当該抵当権に係る融資の返済を継続されるときは、今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための抵当権を第1順位とする抵当権の順位変更を行っていただきます。
- ※ 他の借入金のための抵当権が設定されている場合でも、抵当権の順位変更等により、建物および土地に必ず今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
- ※ 土地上に別の建築物（例：離れ等）がある場合は、当該建築物についても今回の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

契 約 者	融資の申込人または建物の担保提供者であること。
種 類	損害保険会社等が扱う火災保険または法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP共済
補 償 対 象	建物の火災（地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災を除きます。）による損害を補償対象としていること。
保 険 金 額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険を付保すること。 火災保険の保険期間は最長5年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続または新規加入手続が必要です。保険期間および保険料払込方法は、問いません。

7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

8 その他

- ・以下については、ご利用できません。

親子リレー返済	団体信用生命保険
親孝行ローン	中古リフォーム一体型

- ・申込人の方が内縁関係、婚約関係または同性パートナーの関係である場合は、申込人の方に融資住宅を共有していただきます（持分の割合は問いません。）。

Ⅲ お申込方法

1 申込受付期間

原則として、リ災日から2年間です。

ただし、次の①または②に当てはまる場合は、それぞれに記載する日のいずれか遅い日までとなります。

- ① 被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害により被災された場合
被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の最終日の属する月の末日
- ② 災害救助法第4条の規定が適用される災害により被災された場合
応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日



- ※ 主な災害ごとの申込受付期間は、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せいただくか、上記二次元コード（www.jhf.go.jp/fukukou/saigai_kariire_uketsuke.html）からご確認ください。
- ※ 建築または居住に法律に基づく制限が行われている地域において補修する場合で、当該制限により上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。また、国または地方公共団体が行う災害復旧関連事業の影響で、上記期間内にお申込みできないと機構が認める場合は、機構が定める受付期間内であればお申込みいただけます。
- ※ 東日本大震災により被災された場合の申込受付期間は、上記①および②にかかわらず令和8年3月31日までです。

2 申込先

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。

【郵送申込先】〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構 本店 郵送申込係（TEL 03-5800-8170）

- ※ カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。
- ※ 郵送により機構にお申込みいただいた後の契約やお支払等の手続は、お客さまが希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。災害復興住宅融資取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）または機構カスタマーセンター（裏表紙）で確認してください。
- ※ 郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。
- ※ お申込日は、借入申込書など必要書類一式を郵便局に提出した日付（封筒に押印された郵便局の消印の日付）となります。
- ※ 機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関を取扱金融機関としていただきますが、当該金融機関が災害復興住宅融資取扱金融機関ではない場合は、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関を取扱金融機関としていただきます。
- ※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は同一の金融機関としていただきます。

災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込みも可能です。詳しくは 23 ページをご覧ください。

Ⅳ お申込時の提出書類

次の表の書類（各1通）をご提出いただきます。

なお、審査上、次表以外の書類（収入、補修費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和6年の場合は、令和5年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

書類名	説 明	入手先
災害復興住宅融資借入申込書 【補修用】	自署欄に申込人全員が自署し、ご提出ください。押印は不要です。 ※ 災害復興住宅融資借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合は、「機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）」（40ページ）をご提出ください。	カウンセリング相談時にお渡しします。
今回の借入申込みに当たっての申出書等		
個人情報の取扱いに関する同意書		
災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書		カウンセリング相談時にお渡しします。
本人確認資料	運転免許証（平成24年4月1日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。以下同じです。）、パスポート（住所の記載がされたものに限り）、マイナンバーカードまたは健康保険証のうちいずれかの写し ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ マイナンバーカード（写）をご提出いただく場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面の写しは必要ありません。 ※ 健康保険証（写）をご提出いただく場合は、<u>保険者番号および被保険者等記号・番号が記載された部分を塗りつぶした上</u>でご提出ください。 ※ 収入および納税に関する証明書として、「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」をご提出いただく場合は、上記の写しのご提出は不要です。	申 込 人
り災証明書（写） （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。	市町村等が発行した、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが確認できる書類（住民票等）をご提出ください。	市 区 町 村
住民票	申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。	市 区 町 村
通知に関する申出書	※ 通知義務者となる方の自署が必要です。	本 ご 案 内 36 ページ

書類名		説 明	入手先
提出書類送付書（災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例））			本 館 内 38 ページ
【申込にならない配偶者等の方がいる場合】 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第11-1 号書式）		※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。 ※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。 ※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。	機構カスタマーセンター
【次の①から③までのいずれかに該当する方の場合】 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 同性パートナーであることを証する書類		次のアまたはイのいずれかの写しをご提出ください。原本は、融資予約後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。 ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないことが確認できること。 イ 次の①および②の趣旨が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市 区 町 村
申込本人の収入および納税に関する証明書 申込年の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの（*2）	ア 次のaまたはbのいずれかの書類 a 住民税課税証明書または住民税納税通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1） b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては22 ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（42 ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。	市 区 町 村
		イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1） ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤 務 先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤 務 先
	上記以外の方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの（*3）	ア 次のaからcまでの書類 a 納税証明書（その2・所得金額用） b 納税証明書（その1・納税額用） c 確定申告書（写）	税 務 署 （aおよびbについては電子納税証明書 の提出も可）

書類名		説 明	入手先
		イ 次の a および b の証明書 a 次の (a) または (b) のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書 (所得金額の記載のあるもの) (*4) (b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書 (*) *収入情報取得サービスについては22 ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書 (42 ページ) をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。 b 住民税納税証明書 (納税額の記載のあるもの) (*5) ※ a の証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、 または a の証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、 住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、 b の証明書の提出は不要です。	市 区 町 村
	公的年金収入のある方 (*2)	公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類 (*6) (例示 1) 「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書 (*7) (例示 2) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書 (*7) (*) *収入情報取得サービスについては22 ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書 (42 ページ) をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。 (例示 3) 公的年金等の源泉徴収票 (例示 4) 納税証明書 (所得金額用) 及び確定申告書 (写) ※ 非課税の年金 (遺族年金、障害者年金等) を受給している場合は、(例示 1) の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構カスタマーセンター (裏表紙) にお問合せください。	市区町村等
(*1) 支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*2) 提出できない時期においては、源泉徴収票 (支払給与の総額の記載のあるもので、社印、公印は不要) を提出し、融資の契約時まで、給与収入のみの方はアからウまでの書類のうちいずれかのものを、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類をご提出ください。【注】 (*3) 提出できない時期においては、確定申告書 (写) を提出し、融資の契約時までにはアまたはイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】 (*4) 市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*5) 市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 (*6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。 (*7) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスにより取得した収入証明書の「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンター (裏表紙) にお問合せください。 【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時まで提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。			
住宅の登記事項証明書 (全部事項証明書)		申込日前 2 か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 登記情報提供サービスにより取得した登記情報でもかまいません。	法 務 局

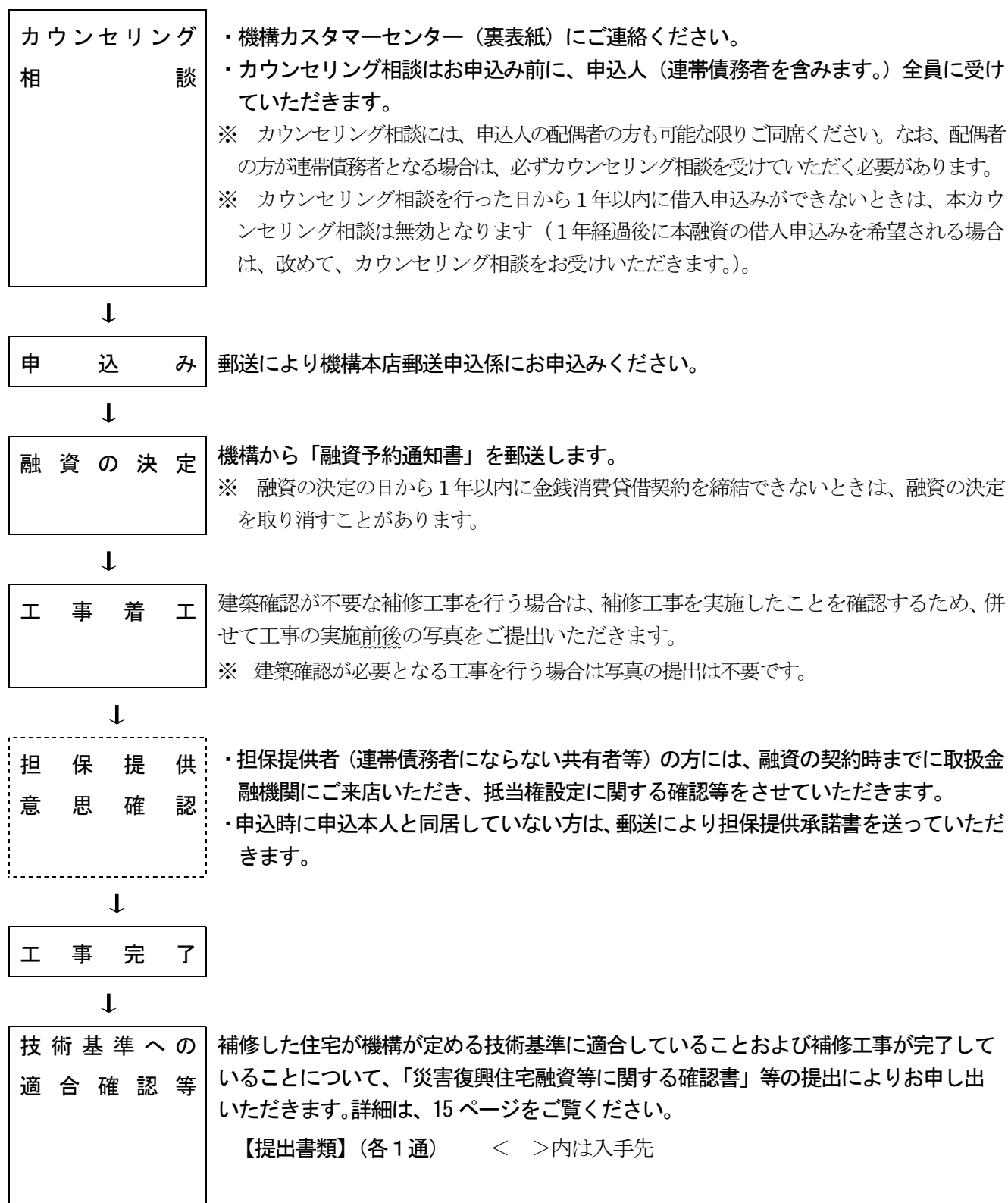
書類名	説 明	入手先
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 敷地権登記されたマンション等の場合は不要です。 ※ 登記情報提供サービスにより取得した登記情報でもかまいません。	法 務 局
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する証明書	「申込本人の収入および納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村等 勤 務 先 税 務 署
【申込年の前年1月以降に転職や就職をした場合】 転就職後の収入を証明する書類	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書（参考書式第4の1の1号） 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	申 込 人 勤 務 先 （書式は機構ホームページまたは機構カスタマーセンターで入手できます。）
【全部改築（建替え）以外の補修の場合】	次のアまたはイのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のものをご提出ください。 ア 家屋および土地の固定資産評価証明書 イ 家屋および土地の固定資産税の課税明細書	市 区 町 村
【全部改築（建替え）の場合】 右のアおよびイの書類	ア 工事請負契約書（写） ※ 複数の契約書等に分けて契約する場合は、全ての契約書等をご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に20ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、④、⑧、⑨または⑩に該当する費用を含める場合は、当該費用の確認書類をご提出ください。 ※ 工事請負契約締結前の場合は、建設費が確認できるもの（見積書（写）等）をご提出ください。 イ 次のaまたはbのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のもの a 土地の固定資産評価証明書 b 土地の固定資産税の課税明細書	申 込 人
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	外国人の方は、次のアおよびイの書類を提出してください。 ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し a 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） b 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） c 外国人登録証明書（旧外国人登録法第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） イ 住民票	申 込 人 申 込 人 申 込 人 市区町村

V お申込後の手続（機構融資手続の流れ）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート（住所の記載があるものに限ります。）、マイナンバーカードまたは健康保険証でも可（注））をご持参ください。運転免許証等をお持ちでないなどの場合は、機構カスタマーセンター（裏表紙）または取扱金融機関にお問合せください。

また、審査上、次に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

（注）融資の契約の締結のために来店される場合において、健康保険証を本人確認資料とされるときは、健康保険証のほか住民票などを併せてご持参いただく必要があります。



(*) 契約当事者に申込本人が含まれていることが必要です。



火 災 保 険 へ の
加 入 ま た は 変 更



融 資 の 契 約 ・
抵 当 権 の 設 定

※ 融資の決定の日から1年以内にこの手続を完了できないときは、融資の決定を取り消すことがあります。



資 金 の お 受 取

・ 災害復興住宅融資等に関する確認書（補修等）[災確第5号書式] <本ご案内 16 ページ>

※ 建築確認が不要な補修工事を行う場合は、補修工事を実施したことを確認するため、併せて工事の実施前後の写真をご提出いただきます。

・ 工事請負契約書（*）（写）（原本提示） <申込本人>

・ 建築基準法に基づく検査済証（写）（原本提示） <申込本人>

※ 建築確認が必要な補修工事の場合のみご提出してください。

※ 工事請負契約書では確認できない補修費がある場合は、金銭消費貸借契約時までに補修費の確認資料（注文書および注文請書、領収書等の写し）を取扱金融機関にご提出いただきます。

なお、ご提出いただけない場合は、融資額を減額する場合がありますのでご注意ください。

建物の補修工事完了後、融資の契約までに火災保険に加入いただくか、必要に応じて、既に加入している火災保険の保険内容を変更してください。

補修工事完了後に融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結および抵当権の設定登記をします。

【提出書類】（各1通） < >内は入手先

・ 金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>

・ 返済額のご通知 <申込本人>

・ 抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>

・ 融資住宅および土地の登記済証（権利証）または「登記識別情報」が記載された書面 <申込本人>

※ 登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください。

・ 登記原因証明情報 <取扱金融機関>

・ 融資住宅および土地の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局>

※ 融資住宅の保存登記日以後で、かつ、発行から2週間以内のものをご提出ください。

・ 印鑑証明書（申込本人および担保提供者は各2通、担保提供者とならない連帯債務者は各1通） <市区町村>

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

※ 融資金のお受取は、抵当権設定後となりますので、融資の契約から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。

※ 資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は、原則として同一の口座となります。

VI 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等

災害復興住宅融資等に関する確認書の記載方法 (補修等)

「災害復興住宅融資等に関する確認書（補修等）」（以下「確認書」といいます。）は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名
(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルコムデン
(社名) 株式会社 ○○工務店

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。



工事請負業者に社名の記入および押印を依頼してください。

また、複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者に依頼してください。

＜工事完了の報告＞

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください)。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	☐	(建築基準法に基づく建築確認が 不要 な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。	補修工事の 実施前・実施後 の写真	☐
2	☐	(建築基準法に基づく建築確認が 必要 な場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	☐

工事が完了したことについて、工事請負業者に確認の上、番号1または2のいずれかの方法で届け出てください。

番号1の場合は、裏面に写真を貼り付けて提出してください。

番号2の場合は、検査済証の原本を提示の上、写しを金融機関に提出してください。

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)	確認 項目	確認内容
1	☐ 適合 ☐ 不適合	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。

【確認書類等】

現地で、目でみて確認

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)	確認 項目	確認内容
2	☐ 適合 ☐ 不適合	併用住宅の床面積	《併用住宅(※2)の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

Ⅰ. 併用住宅の確認

【確認書類等】

現地で、目でみて確認

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを

上図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、Ⅱにより床面積について確認してください。

併用住宅でない場合は、Ⅱの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

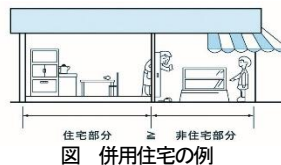


図 併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

Ⅱ. 住宅部分の床面積の確認(併用住宅の場合のみ)

【確認書類等】

現地で、目でみて確認

【確認方法】

次の①および②を確認してください。

①住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること(※)。

②住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

(※) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

災害復興住宅融資等に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込本人(署名)(氏名)

連帯債務者(署名)(氏名)

私(連帯債務者を含みます。)は、災害復興住宅融資等(補修等)の借入申込みを行った住宅について、次のとおり工事が完了したことを届け出るとともに、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。
なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
	マンション名・部屋番号 (一戸建て住宅の場合は記入不要)	

<工事完了の報告>

下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください。)

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名

(フリガナ)

(社名)

印

※複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	☐	(建築基準法に基づく建築確認が不要な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。	補修工事の実施前・実施後の写真	☐
2	☐	(建築基準法に基づく建築確認が必要な場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	☐

<技術基準事項の適合確認表>

下表の1および2の内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください(記入の際は記載方法をご参照ください。)

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認 項目	確認内容	金融機関 使用欄
	適合	不適合(※1)			
1	☐	☐	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること	☐
2	☐	☐	併用住宅の床面積	《併用住宅(※2)の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注)住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 ※併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	☐

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合の項目が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます(下図参照)。

図 併用住宅の例



(裏面)

工事実施前・工事実施後の写真 建築基準法に基づく建築確認が不要な場合

借入申込みを行った住宅について、被災部分の補修工事を実施したことが確認できるように、工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

(注) 補修工事を実施した箇所が複数ある場合は、いずれか1箇所の工事の実施前・実施後の写真を貼り付けてください。

【工事実施前の写真】



【工事実施後の写真】



※ 工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2023 年 4 月

【その他の事項】

< 1 >	収入合算	19
< 2 >	建物・土地の共有	19
< 3 >	補修資金で整地工事費のみの融資を受ける場合、引方移転工事費の融資を受ける場合の取扱い	19
< 4 >	太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い	19
< 5 >	融資の対象となる費用	20
< 6 >	所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について	21
< 7 >	再度申込みについて	21
< 8 >	収入情報取得サービスの取扱いについて	22
< 9 >	Web による借入申込書等の作成について	23
<10>	災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込み	23
1	災害復興住宅融資 Web 申込サービスをご利用いただける方	24
2	災害復興住宅融資 Web 申込サービスでできること	24
3	災害復興住宅融資 Web 申込サービスの窓口	24
4	災害復興住宅融資 Web 申込サービスの利用時間	24
5	ご利用開始から融資承認までの流れ	25
6	Web 申込時の提出書類	25
7	電子契約について	29
8	技術基準への適合確認	30
9	Web 申込みの場合の手続の流れ	30
<11>	お借入後の注意事項	33
<12>	資金の代理受領	34
<13>	プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）	35

< 1 > 収入合算

1 収入合算をすることができる方

次の①から③までの全ての要件に当てはまる方の収入を合算することができます。

- | |
|--|
| ① 申込本人との関係が次のいずれかに当てはまる方で定期的な収入があること
・融資住宅に同居する申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーを含みます。）
・融資住宅に同居する申込本人の配偶者以外の親族
(* 親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。 |
| ② 申込時の年齢が満 60 歳以上の方で、日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 |
| ③ 連帯債務者となる方 |

2 収入合算をすることができる金額

収入全額の合算が可能です。

< 2 > 建物・土地の共有

建物を共有する場合は、建物について次の表の区分に応じた要件を満たす必要があります。

項目	要件
共有者の範囲	制限はありません。
共有持分	申込本人が共有持分を持たない場合もご利用いただけます。
抵当権	共有者の共有持分にも機構のための第 1 順位の抵当権を設定していただきます。

< 3 > 補修資金で整地工事費のみの融資を受ける場合、引方移転工事費の融資を受ける場合の取扱い

お申込み時に 9 ページの提出書類に加えて、「災害復興住宅融資の先行補修等の利用に関する申出書」（災害第 27 号書式）をご提出いただきます。書式は、機構ホームページをご覧ください。か、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご請求ください。

●整地工事費は、被災した住宅本体の補修工事に併せて行う敷地の整地工事に係る費用である場合に、単独でお借入れいただけます。

●引方移転工事費は、必ず被災した住宅本体の補修工事費と併せてお借入れいただけます。

※ 技術基準への適合確認等の手続時まで、被災した住宅の補修工事に係る工事請負契約書等の原本を提示の上、写しをご提出いただく必要があります。

< 4 > 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱い

災害復興住宅融資では、融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算して申し込むことができます。

詳しくは機構ホームページをご覧ください。

www.flat35.com/loan/lineup/flat35/conditions/solar.html



< 5 > 融資の対象となる費用

住宅の補修に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまが負担される費用に限ります。）については、請負契約書に当該費用の金額が含まれていない場合であっても、次表の確認書類により金額が確認できる場合（＊）は、補修費として融資の対象となる費用に含めることができます。

（＊）資金のお受け取りまでに、取扱金融機関に原本を提示の上、写しをご提出いただける場合に限りします。

融資の対象となる費用	ご提出いただく書類
① 融資住宅に係る設計、工事監理のための費用	請負契約書、売買契約書 または注文書および注文請書※ ¹
② 融資住宅の敷地に係る測量、境界確定のための費用	
③ 融資住宅の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造または地盤改良等による土地整備に係る工事）の費用	
④ 外構工事の費用	
⑤ 融資住宅に係る消毒費用（浸水被害等に対応するための費用）	
⑥ 融資住宅の引方移転費用	
⑦ 融資住宅を補修するための既存家屋等の取壊しまたは除却に要する費用	
⑧ 融資住宅に据付工事を伴う家具を購入するための費用（据付家具以外の家具は対象となりません。）	
⑨ 融資住宅の屋根、外壁または住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電の設置費用	
⑩ 融資住宅の敷地に水道管または下水道管を引くための費用（水道負担金等）、浄化槽設置費用	●お客さまが請求先に直接支払う場合 申請書、請求書または領収書※ ¹ ●事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された請負契約書、売買契約書または注文書および注文請書※ ¹ なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書または領収書※ ¹ に融資住宅に係る費用であることが確認できる記載がある場合（融資住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
⑪ 太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に請求する費用）	
⑫ 建築確認、中間検査または完了検査の申請費用	
⑬ 以下の各種申請費用 浄化槽申請手数料、土地区画整理法第 76 条申請手数料、市街化調整区域申請手数料、都市計画法第 53 条建築許可申請手数料、建築基準法第 88 条工作物申請手数料、風致地区申請手数料、中高層申請手数料、狭あい道路申請手数料、文化財保護法第 93 条申請手数料、都市計画法第 29 条開発許可申請手数料、農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含む。）、ホームエレベーター申請手数料、水路占用許可申請手数料、沿道掘削申請手数料、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号道路申請手数料、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条許可申請手数料、河川占用許可申請手数料、急傾斜崩壊危険区域申請手数料、構造計算適合性判定手数料	
⑭ 住宅性能評価関係費用	
⑮ 長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑯ 低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑰ 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく次に掲げる費用 ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅または基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
⑱ リフォーム瑕疵保険付保に係る費用	

⑲ ホームインスペクション（住宅診断）に関する費用	
⑳ 融資住宅を補修するために既存家屋等の解体を行う場合又は融資住宅の補修を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込め含む。）に係る費用	
㉑ お客さまが保有している請負契約書（または売買契約書）に貼付された印紙代	お客さまが保有している請負契約書、売買契約書
㉒ 今回の借入れに係る金銭消費貸借契約証書に貼付された印紙代	金銭消費貸借契約証書
㉓ 火災保険料※ ³ （積立型火災保険商品※ ² に係るものを除きます。）および地震保険料※ ³	保険会社が発行した見積書
㉔ 司法書士報酬または土地家屋調査士報酬（融資住宅およびその敷地に係る登記費用）※ ⁴	司法書士または土地家屋調査士が発行した見積書
㉕ 上記㉔の登記に係る登録免許税	※ ¹
㉖ つなぎローンを利用する場合に発生する金利および融資手数料※ ⁵ ※ ⁶ （申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬または土地家屋調査士報酬※ ⁴ および登記に係る登録免許税を含む。）	金利および融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、㉒、㉔および㉕の確認書類と同じ。

※¹ 同等の内容であれば、書類の名称が異なってもかまいません。

※² 満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品をいいます。

※³ 保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。

※⁴ 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※⁵ 金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認することができる場合に限りします。

※⁶ 今回の災害復興住宅融資の借入れにより完済されるつなぎローンに限りします。

< 6 > 所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行について

住宅資金の融資を受けた場合に、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは、税務署にお問合せください。

●税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要となります。

借入申込書の「税控除残高証明書の送付回数」欄に回数を記入された方については、融資の契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。

●郵送時期については、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」

（www.jhf.go.jp/hensai/index.html）をご覧ください。

●残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は、取扱金融機関にお申出ください。



（令和7年10月1日現在）

< 7 > 再度申込みについて

融資手続中にお申込時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、次の(1)から(6)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にお問合せください。

(1) 再度申込みができる期間は、金銭消費貸借抵当権設定契約前までです。

(2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。

- (3) 当初カウンセリング相談を行った日から1年経過後に再度申込みをする場合は、改めてカウンセリング相談を受けていただきます。
- (4) 融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額された場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

< 8 > 収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報をご提出いただくことで、公的収入証明書等の提出に代えられます。

役所等に行く必要がなく、24時間、無料で取得できるメリットがあります。機構ホームページまたは右の二次元コードにアクセスの上、ご利用ください。

※ 第3土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※ ご利用には別途通信料がかかります。



取得費無料

いつでもどこでも

プリンターがなくても
対応可能

約10分とスピーディー

※巻末の参考書式をご利用いただけます。

※帳票のダウンロードまでの所要時間が概ね10分です。

ご利用イメージ

収入情報取得
サイト
へアクセス



マイナンバー
カード認証



収入情報取得
サイトから
帳票を
ダウンロード



帳票出力

収入証明書

管理番号（10桁）

管理番号（10桁）
を申出書に転記

または

収入情報取得
サービスの利用
に関する申出書

管理番号（10桁）

提出

<9> Web による借入申込書等の作成について

借入申込書等を、Web 上で作成いただくことができる「借入申込書作成ページ」をご用意しています。以下の二次元コードからアクセスいただくことにより、ご利用いただけます。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

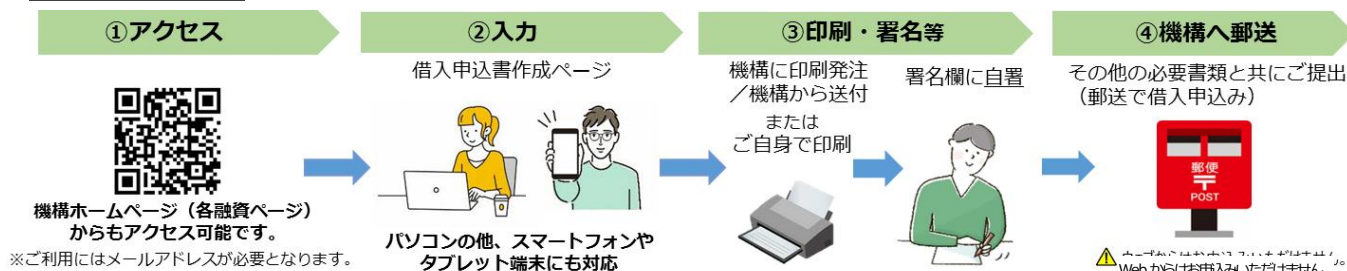
※ 当作成ページは、借入申込書等一部の作成のみに対応しています。別途、機構カスタマーセンターまたは機構ホームページの災害復興住宅融資内ページより資料一式をご請求いただき、必要書類へのご記入が必要となります。

借入申込書作成ページのご利用で、次の機能により借入申込書の作成の省力化が可能です。

○入力項目のエラーチェック
○返済額等の自動計算機能

○入力内容に関するガイダンス機能
○住所やフリガナの自動入力

ご利用イメージ



<サービス提供の終了のお知らせ>

借入申込書作成ページは、令和8年3月末でサービス提供を終了します。本ページで作成いただいた借入申込書のデータは、サービス提供終了後は印刷できなくなりますのでご注意ください。
なお、今後の借入申込にあたっては、Web 申込サービスをご活用ください。

<10> 災害復興住宅融資 Web 申込サービスによる Web 申込み

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、スマートフォン等で災害復興住宅融資 Web 申込サービス (www.jhf.go.jp/fukukou/saigai/web.html) にアクセスし、お申込みいただきます。

災害復興住宅融資 Web 申込サービスでは、借入申込みから金銭消費貸借契約まで各種お手続きを Web 上で行うことができます。

※ カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。

※ 下記二次元コードから災害復興住宅融資 Web 申込サービスにアクセスいただけます。

※ ご返済の手続きは、お客さまがご希望された災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。

※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のために、お客さまがご希望された災害復興住宅融資取扱金融機関窓口へのご来店が必要です。



住宅金融支援機構 災害 Web



1 災害復興住宅融資 Web 申込サービスをご利用いただける方

ご契約者全員^{※1}が、次のすべてに該当する場合にご利用いただけます。

- ☐ それぞれが自身のメールアドレスを持っている。
- ☐ それぞれがスマートフォンまたはカメラ機能付きタブレットのいずれかを持っている^{※2}。
- ☐ 次のいずれかの写真付きの本人確認書類を持っている^{※3}。

●マイナンバーカード ●運転免許証 ●運転経歴証明書
●在留カード ●特別永住者証明書

※1 ご契約者全員とは、申込本人、連帯債務者および担保提供者のことです。なお、連帯債務者が4名以上または担保提供者が5名以上いる場合は、Web 申込サービスをご利用いただけません。

※2 パソコンにて契約を行う際は、本人確認認証のために別途スマートフォン等が必要になります。

※3 確認書類の写真部分が不鮮明など、場合によっては取扱金融機関にて確認が必要となる場合があります。

次の場合には、該当される方の本人確認を取扱金融機関で実施した場合にご利用いただけます。

- ☐ パソコンのみを持っている。(スマートフォンまたはカメラ機能付きのタブレットを持っていない。)
- ☐ 上記の写真付きの本人確認書類を持っていない。

2 災害復興住宅融資 Web 申込サービスでできること

- 借入申込み
- 資金交付申請^{※1}
- メッセージ機能を使った機構担当者との連絡
- マイナポータル連携での収入証明情報取得
- 申込内容の変更
- 契約手続（電子契約）^{※2}
- 本人確認（eKYC^{※3}）

※1 建設資金は、土地先行資金および中間資金交付申請についても利用できます。

※2 抵当権設定登記手続は、取扱金融機関へご来店いただいた上での手続となります。

※3 オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みのことをいいます。

3 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの窓口

●借入申込み前

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353 （通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL 048-615-0420＞におかけください（通話料金がかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日および日曜日にも実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除きます。）。

●借入申込み後

住宅金融支援機構 Web 受付担当

03-5800-8170 （通話料金がかかります。）

受付時間：平日 9:00～17:00

4 災害復興住宅融資 Web 申込サービスの利用時間

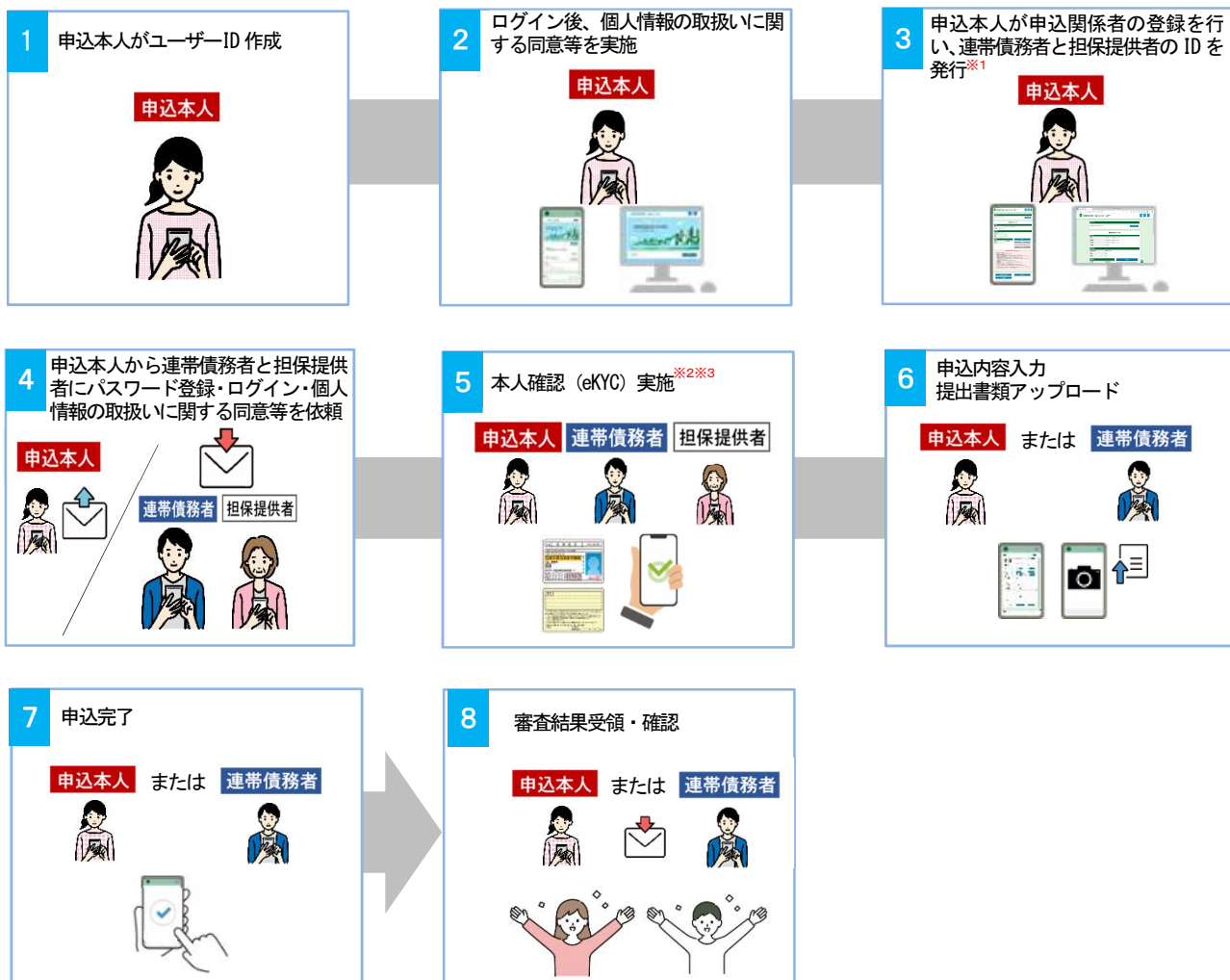
午前6時から翌日午前2時まで

5 ご利用開始から融資承認までの流れ

凡例



※ユーザーID 作成前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンター（裏表紙）にご連絡ください。



- ※1 連帯債務者兼担保提供者は、「連帯債務者のユーザーID」と「担保提供者のユーザーID」の2つのIDを作成していただきます。
また、2つのIDについて、それぞれログインと本人確認（eKYC）を行っていただく必要があります。
- ※2 オンライン上での認証のみで本人確認を完結する仕組みです。
- ※3 スマートフォンまたはカメラ付きタブレットをお持ちでない方は、取扱金融機関窓口において、本人確認を実施しますので、改めてご案内いたします。

6 Web 申込時の提出書類

次の表の書類（各1通）をご提出いただきます。災害復興住宅融資 Web 申込サービスにて、画像ファイル等の電子ファイルをアップロードしてください。

- 審査上、次の表の書類以外（収入、補修費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- 書類の原本は後日、取扱金融機関の窓口にて提示していただき、原本の確認をさせていただきます。（原本を提示していただく書類については、取扱金融機関にご来店いただく前に機構より連絡いたします。）
- 提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和7年の場合は、令和6年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

※ 各書式は、機構ホームページでも入手可能です。

※ 書類名に★が付いている書類は、原本提示が必要です。

書類名		説 明	入手先
災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書			カウンセリング 相談時にお渡しします。
本人確認資料		次のアからエまでのいずれかの書類 ア 運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以後に発行された運転経歴証明書を含みます。） イ パスポート（住所の記載がされたもの） ウ マイナンバーカード エ 健康保険証 ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面は必要ありません。 ※ 健康保険証は、<u>保険者番号および被保険者等記号・番号・二次元コードが記載された部分を黒く塗りつぶしてください。</u> ※ 「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」もお申込時の本人確認資料とすることができます。	申 込 人
り災証明書★ （住宅の被害を証明する書類） ※ 証明書の名称は問いません。		市町村等が発行した、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」(*) (*) 親孝行ローンをご利用いただく場合は、被災当時、親等が居住していた住宅の「り災証明書」 ※ 被災住宅の居住者で、かつ、「り災証明書」に申込本人の氏名の記載がない場合は、被災時に、「り災証明書」に係る被災住宅に申込本人が入居していたことが確認できる書類（住民票等）をご提出ください。	市 区 町 村
住民票		申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。	市 区 町 村
通知に関する申出書		※ 通知義務者となる方の自署が必要です。	本ご案内 36 ページ
【申込人にならない配偶者等の方がいる場合】 機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書(第 11-1 号書式)		※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。 ※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。 ※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。	機構カスタマーセンター
申込本人の収入および納税に関する証明書★ 申込年の前年分（1 月～12 月分）	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの(*2)	ア 次の a または b のいずれかの書類 a 住民税課税証明書または住民税納税通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）(*1) b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては 22 ページをご参照ください。	市 区 町 村
		イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）(*1) ※ 通常、毎年 5 月から 6 月までにかけて市区町村から勤務先を	勤 務 先

書類名		説 明	入手先
		通して交付されます。市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤 務 先
	上記以外の方 右のアまたはイの書類のうちいずれかのもの（*3）	ア 次の a から c までの書類 a 納税証明書（その 2・所得金額用） b 納税証明書（その 1・納税額用） c 確定申告書（写）	税 務 署 a および b については、電子納税証明書の提出も可
		イ 次の a および b の証明書 a 次の (a) または (b) のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書（所得金額の記載のあるもの）（*4） (b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては22ページをご参照ください。 b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（*5） ※ a の証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、または a の証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、b の証明書の提出は不要です。	市 区 町 村
	公的年金収入のある方（*2）	公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類（*6） （例示 1）「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書（*7） （例示 2）収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*7）（*） *収入情報取得サービスについては22ページをご参照ください。 （例示 3）公的年金等の源泉徴収票 （例示 4）納税証明書（所得金額用）及び確定申告書（写） ※ 非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、（例示 1）の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問合せください。	市 区 町 村 等
（*1）支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 （*2）提出できない時期においては、源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもので、社印、公印は不要）を提出し、融資の契約時まで、給与収入のみの方はアからウまでの書類のうちいずれかのものを、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類をご提出ください。【注】 （*3）提出できない時期においては、確定申告書（写）を提出し、融資の契約時までにはアまたはイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】 （*4）市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 （*5）市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。 （*6）複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。 （*7）住民税課税証明書または収入情報取得サービスより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問合せください。 【注】借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時まで提出していただいた書類の収入金額等が			

書類名		説 明	入手先
	異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。		
住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたもの ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでもかまいません。		法 務 局
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたもの ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでもかまいません。 ※ 敷地権登記されたマンション等の場合は不要です。		法 務 局
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する証明書 ★	「申込本人の収入および納税に関する証明書」欄の書類と同じもの		市 区 町 村 等 勤 務 先 税 務 署
【申込年の前年1月以降に転職や就職をした場合】 ★ 転就職後の収入を証明する書類	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書（参考書式第4の1の1号） 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。		機 構 ホ ー ム ペ ー ジ 申 込 人
【全部改築（建替え）以外の補修の場合】	次のアまたはイのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のものをご提出ください。 ア 家屋および土地の固定資産評価証明書 イ 家屋および土地の固定資産税の課税明細書		市 区 町 村
【全部改築（建替え）の場合】 右のアおよびイの書類	ア 工事請負契約書（写） ※ 複数の契約書等に分けて契約する場合は、全ての契約書等をご提出ください。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に20ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、④、⑧、⑨または⑩に該当する費用を含める場合は、当該費用の確認書類をご提出ください。 ※ 工事請負契約締結前の場合は、建設費が確認できるもの（見積書（写）等）をご提出ください。		申 込 人
	イ 次のaまたはbのいずれかの書類で、申込年度と同一年度のもの a 土地の固定資産評価証明書 b 土地の固定資産税の課税明細書		
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	外国人の方は、次のアおよびイの書類 ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し a 在留カード （出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの）		申 込 人

書類名	説 明	入手先
	b 特別永住者証明書 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの) c 外国人登録証明書 (旧外国人登録法第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの) イ 住民票	申 込 人 申 込 人 市 区 町 村
【次の①から③までのいずれかに該当する場合】 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 同性パートナーであることを証する書類★	次のアまたはイのいずれかの書類 ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または融資物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないこと。 イ 次の①および②の内容と同趣旨の事項が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市 区 町 村

7 電子契約について

- 収入印紙の貼付が不要のため、印紙代がかかりません。また、電子契約サービスの利用に係る手数料は無料です。
 - オンラインで契約が完了します。
 - 契約書類への署名、捺印は必要ありません※1。
 - 契約手続を行う URL をメールで受け取り、アカウントを発行することで、スマートフォン※2だけで契約を締結できます。
 - 24 時間いつでも※3、どこでも契約手続が可能です。
- ※1 抵当権設定登記を行う際は、登記関係書類への署名、捺印は従来どおり必要です。
※2 パソコン、タブレットでもご利用いただけます。
※3 機構があらかじめお知らせした契約手続可能期間内に完了させる必要があります。

ご利用の流れ

電子契約サービスの URL および契約内容説明動画 URL のメールを受信



契約内容説明動画を視聴



アカウント発行



契約書の内容確認



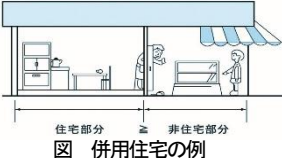
アカウント・パスワードを入力して契約締結完了



8 技術基準への適合確認

災害復興住宅融資等に関する確認画面の入力方法 (補修等)

「災害復興住宅融資等に関する確認画面（技術基準事項の適合確認）」は、本書に従って基準を確認し、適合していることが確認できた場合は、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。

確認項目		基準
1	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。
【確認書類等】 現地で、目で見確認 【確認方法】 借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。		
2	併用住宅の床面積	《併用住宅の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので住宅金融支援機構にお問合せください。 * 併用住宅でない場合は、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。
I. 併用住宅の確認 【確認書類等】 現地で、目で見確認 【確認方法】 借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを上図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、IIにより床面積について確認してください。 併用住宅でない場合は、IIの確認は不要ですので、「次の基準に適合」にチェックを入れてください。  併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。 図 併用住宅の例 II. 住宅部分の床面積の確認（併用住宅の場合のみ） 【確認書類等】 現地で、目で見確認 【確認方法】 次の①および②を確認してください。 ①住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること（※）。 ① 住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。 (※) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので住宅金融支援機構にお問合せください。		

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

9 Web 申込みの場合の手続の流れ

■本人確認

原則、申込時まで災害 Web 申込サービスにおいて、オンライン（非対面）で本人確認（eKYC）を行っていただきます。

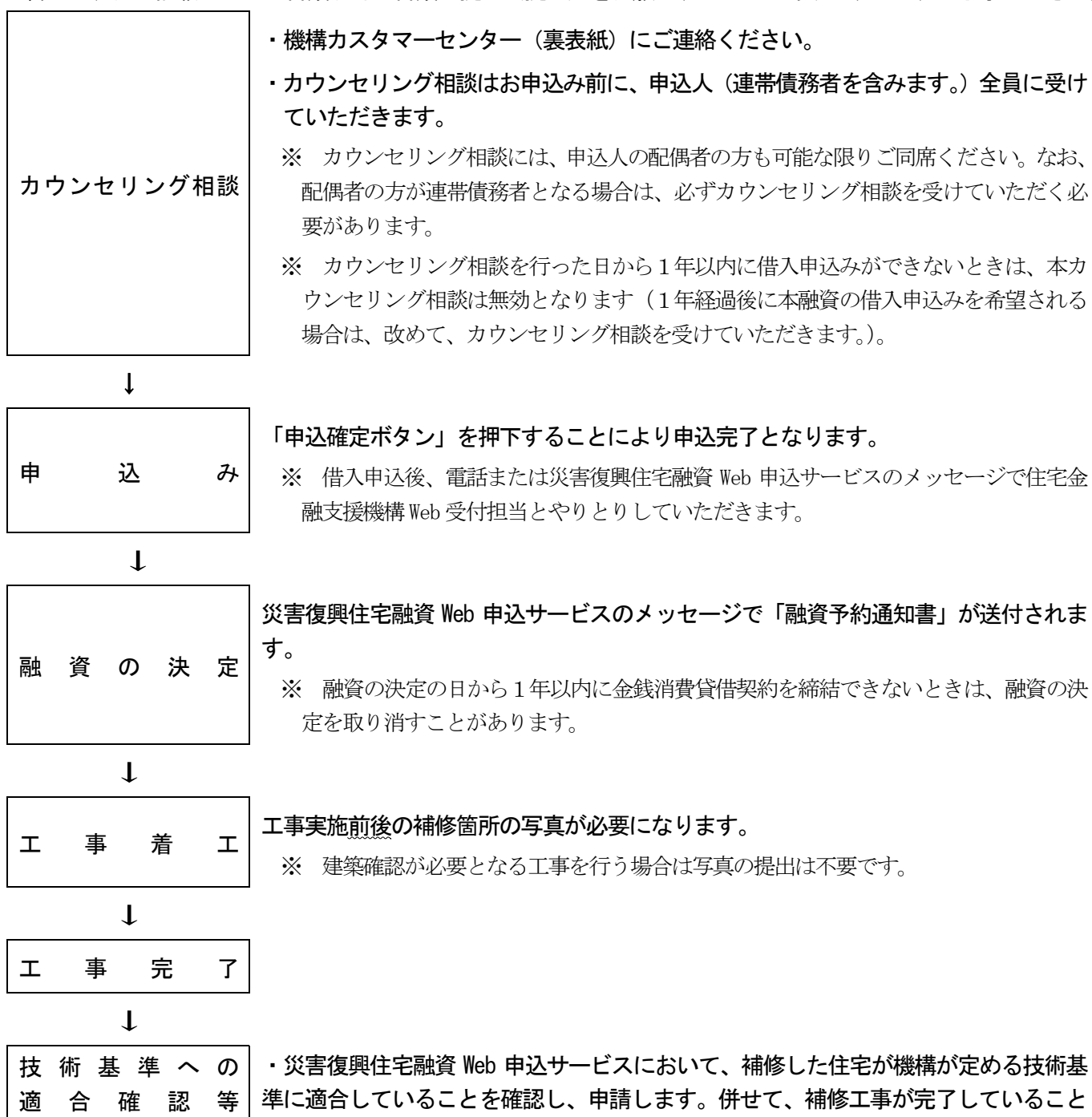
オンラインでの本人確認（eKYC）ができない場合は、取扱金融機関へ来店し、面前での本人確認を行います。（ご来店時期については、別途ご案内します。）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として次のいずれかの書類をご持参ください。

- 運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付された運転経歴証明書を含む。）
 - マイナンバーカード
 - パスポート（住所の記載があるものに限り。）
 - 在留カード、特別永住者証明書
 - 健康保険証及び住民票※
 - 健康保険証及び印鑑登録証明書※
 - 健康保険証及びキャッシュカード（または預金通帳）
 - 健康保険証及び有効期限内のクレジットカード
 - 健康保険証及び現住所が記載された公共料金領収書・請求書（電気、ガス、水道または一般固定電話に係るものに限り。）※
- ※ 申込日前 6 か月以内に発行されたものに限り。

■手続の流れ

審査上、次に記載している書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。



技術基準への適合確認等

(*) 契約当事者に申込本人が含まれている必要があります。

についてお申し出いただきます。詳細は、30 ページをご覧ください。

【アップロードする書類】(各1通) < >内は入手先

・工事請負契約書等 (*) < 申込本人 >

※ 工事請負契約書では確認できない補修費がある場合は、補修費の確認資料（注文書および注文請書、領収書等）をご提出いただきます。

なお、ご提出いただけない場合は、融資額を減額する場合がありますのでご注意ください。

・施工証明書 < 本ご案内 44 ページ >

※ 工事請負事業者が記名・押印してください。

・建築基準法に基づく検査済証 < 申込本人 >

※ 建築確認が必要な補修工事の場合のみご提出ください。

・工事の実施前後の写真 < 申込本人 >

※ 建築確認が不要な場合は、補修工事を実施したことを確認するため、ご提出ください。

・融資住宅および土地の登記事項証明書 < 法務局 >

※ 融資住宅の保存登記以後で、かつ、発行から2週間以内のもの

書類の原本確認

・取扱金融機関の窓口において提出書類の原本の確認を行います。

※ 原本の確認を行う提出書類は、あらかじめ機構よりお知らせします。

※ 来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。



火災保険への加入または変更

建物の補修工事完了後、融資の契約までに火災保険に加入いただくか、必要に応じて、既に参加している火災保険の保険内容を変更してください。



融資の契約・ 抵当権の設定

融資の契約

・電子契約により、融資の契約（金銭消費貸借（抵当権設定）契約）の締結をします。

※ あらかじめお知らせする手続期間内に契約手続を完了してください。

※ ご契約前に契約内容の説明動画を視聴し、契約内容をご確認の上、契約手続を行ってください。

抵当権設定登記

・抵当権の設定登記の手続をします。

※ 抵当権設定登記関係書類への署名・捺印のため、取扱金融機関窓口へご来店いただく必要があります。来店の日程調整のため、取扱金融機関からお客さまにお電話いたします。

【取扱金融機関に提出する書類】(各1通) < >内は入手先

- ・ 抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・ 融資住宅および土地の登記済証（権利証） <申込本人>
 - ※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士または取扱金融機関に提出してください（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘した上でご提出ください。）。
 - ※ 土地に抵当権を設定しない場合は、土地の登記済証の提出は不要です。
- ・ 登記原因証明情報 <取扱金融機関>
- ・ 印鑑証明書（申込本人および担保提供者） <市区町村>
- ・ 住民票（融資住宅または土地の所有権をもたない連帯債務者） <市区町村>



資金のお受取

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

- ※ 融資の契約から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。
- ※ 資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は、原則として同一の口座となります。

<11> お借入後の注意事項

- 1 支払金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引落としとなります。口座の残高が不足することがないようにお気をつけください。
- 2 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。
 - (1) 6か月以上、毎回の支払金（利息）の返済を怠った場合
 - (2) 無断で融資住宅に住まない場合または他人に賃貸・譲渡した場合
 - (3) 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
 - (4) 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
 - (5) 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合
 - (6) 反社会的勢力であることが判明した場合
 ※上記により一括して繰上返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます（融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合で債務が残るときは、残った債務についてもお支払いいただきます。）。
- 3 支払日の変更

お客さまが希望される場合、支払日の変更ができますので、お支払中の取扱金融機関にご相談ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。
- 4 融資金を繰り上げて返済する場合

お支払中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等には、お支払の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済していただけます。

なお、申込人（連帯債務者を含みます。）がご存命中に融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます。

 - (1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合

繰り上げてお支払される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。

(2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合

繰り上げてお支払される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。

繰り上げて返済できる額は100万円以上です。また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は毎月の返済日です。

※ この手続には、手数料はありません。

5 融資住宅および土地の売却に伴う税金

(1) 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

(2) 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」
(www.jhf.go.jp/hensai/index.html) をご覧ください。



なお、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関または機構支店等に早めにご相談ください。

<12> 資金の代理受領

原則として、取扱金融機関に申込本人名義の口座を開設していただき、資金はその口座への振込みとします。ただし、取扱金融機関で支障がないと認めた場合に限り、申込本人に代わって代理人（工事請負業者、申込本人の家族等）が資金を受け取ることができます。この場合は、「資金の代理受領に関する委任状」の提出等の手続が必要になりますので、取扱金融機関にご相談ください。代理人が資金を受け取る場合は代理人の領収書（収入印紙が必要な場合があります。）を提出していただきます。

ご 注 意 ！

- 代理人が資金を受け取る場合は、後日トラブルとならないように自らの意思で確実に手続を行ってください。

<13> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく（Web 申込みの場合、災害復興住宅融資 Web 申込サービスにおいて同意していただく）「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員および職員の義務

次の(1)および(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

(1) 機構の役員および職員またはこれらの職にあった者

(2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

5 委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。

また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。

(2) お客さまの同意があるときまたはお客さまに提供するとき。

(3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。

(5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。

(6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。

また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構ホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および 9 のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続および開示に係る手数料の額は、機構ホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

(1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）

(2) 機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

通知に関する申出書

年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人 住 所

氏 名 (自署)
(TEL)

連帯債務者 住 所

氏 名 (自署)
(TEL)

通知義務者 住 所

氏 名 (自署)
(TEL (携帯))
(TEL (自宅))
(申込本人との続柄)

通知義務者の上記以外の連絡先
(上記以外に連絡先がある場合にご記入ください。)

住 所

連絡先名

(TEL)

通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。

また、申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。

なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限って利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

- 原則として、通知義務者は親族（内縁関係の方、婚約関係にある方及び同性パートナーを含みます。）とすること。
- 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。

適用開始日：2024年4月1日

空白

提出書類送付書

(災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例))

記入日:

年

月

日

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「融資のご案内」をご覧ください。
- この提出書類送付書を送付いただく前に、コピーを作成していただき、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまのご負担にてご送付いたします。

<申込本人>

氏 名

		書 類 名	
全ての方に ご提出いた だく書類	☐	災害復興住宅融資借入申込書	
	☐	今回の借入申込みに当たっての申出書等	
	☐	個人情報の取扱いに関する同意書	
	☐	災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書	
	☐	申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)	
	☐	り災証明書の写し	
	☐	申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
	☐	通知に関する申出書	
	☐	住民票(申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載があるもの)	
	☐	提出書類送付書【この書式です。】	
連帯債務者が いる場合	☐	連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)	
お申込 の種類に 応じて ご提出 いただく 書類	建設	☐	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)
		☐	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	工事請負契約書、見積書等工事費を確認できる資料の写し
		☐	【土地を購入する場合】土地の売買契約書の写し
		☐	【土地を購入しない場合】土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
	購入	☐	購入予定の住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	購入予定の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)(未竣工の場合は不要)
		☐	売買契約書、募集パンフレット等購入価額を確認できる資料の写し
	補修	☐	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
		☐	土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
		☐	建物の固定資産評価証明書又は建物の固定資産税の課税明細書(全部改築(建て替え)の場合は不要)
	該当する場合 のみご提出 いただく書類	☐	工事請負契約書、見積書等工事費を確認できる資料の写し(全部改築(建て替え)の場合のみ必要)
☐		【申込本人・連帯債務者以外の担保提供者がいる場合】機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)	
☐		【年金収入がある場合】公的年金の源泉徴収票等、年金の種類及び受給額の内容が確認できる資料	
☐		機構融資(高齢者向け返済特例)に関する確認書【配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は不要】	
☐		(書類名称)	
☐		(書類名称)	
☐		(書類名称)	

適用開始日: 2025年4月1日

空白

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

(自署)

(自署)

1. 私（申込本人及び連帯債務者をいいます。）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）からの借入れに当たり、取得する不動産に関連して、次表の担保提供者（以下「担保提供者」といいます。）から担保提供を受けます。
2. 私は、担保提供者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、提供することについて、本人の同意を得た上で、機構に提供します。
3. 私は、担保提供者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合（該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。）には、融資の謝絶等が行われることを了承します。

担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -) 年 月 日					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -) 年 月 日					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -) 年 月 日					
担保提供者	担保提供者物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	氏名	フリガナ (姓)	(名)	申本と関 込人の係	
	住所	(〒 -) 年 月 日					

※ この書類は、借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合にご提出ください。

金融機関
使用欄

空白

収入情報取得サービスの利用に関する申出書

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

下記のとおり収入情報取得サービスの利用に関する情報を申し出ます。

申 込 本 人										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

《記入上のご注意》

1. 記入欄が不足する場合は、本書式を複数枚使用してください。
2. 管理番号は、収入情報取得サービスで取得した収入証明書の右上に記載されている 10 桁の管理番号 を記入してください。

【管理番号の記載箇所】

※収入証明書の上部

 住まいのしあわせを、ともにつくる。 住宅金融支援機構	管理番号	5ACA7DEF8C
収入証明書		

管理番号

5ACA7DEF8C

適用開始日：2022 年 10 月 1 日

空白

【災確第8号書式】
(災害復興住宅融資用)

建設・補修等

令和 年 月 日

施工証明書

(災害復興住宅融資(建設・補修等))

(金融機関名)

御中

【工事請負業者記入欄】

本件の住宅について、工事が完了したことを証明します。

工事請負業者の社名

(社 名)

印

- ※ 複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者（補修等の場合は主要な工事を請け負った業者）が記名・押印してください。
- ※ 工事が完了していること及び住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

2023 年 10 月

空白

メモ

＜お問合せ先＞ 住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353 （通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL 048-615-0420＞におかけください（通話料金が
かかります。）。

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日および年末年始を除き
ます。）。

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp